

山 青 森 県 報

号外第三十七号

平成十四年四月一日(月曜日)

目 次

告 示

- 青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正……………(同) ……一
- 青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) ……二
- 公安委員会
 - テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則の一部を改正する規則……………(少年課) ……二
 - 青森県少年指導委員の委嘱……………(同) ……二

告 示

青森県告示第百四十九号

平成十二年四月一日青森県告示第百八十五号(青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

表社会福祉法人青森県社会福祉事業団の項中、「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

表財団法人青森県出稼協会の項、表財団法人青森県下水道公社の項及び表財団法人青森県長寿社会振興財団の項を削る。

表財団法人青森県国際交流協会の項の次に次のように加える。

財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会

青森市新町二丁目四の三〇

青森県告示第百五十号

平成十三年四月一日青森県告示第百二十八号(青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

表製菓衛生師試験の項及びクリーニング師試験の項を削る。

表歯科技工士試験の項の次に次のように加える。

製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一月間	健康福祉部薬務衛生課
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一月間	健康福祉部薬務衛生課

青森県告示第百五十一号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

表社会福祉法人青森県社会福祉事業団の項中、「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

表財団法人青森県出稼協会の項、表財団法人青森県下水道公社の項及び表財団法人青森県長寿社会振興財団の項を削る。

表財団法人青森県国際交流協会の項の次に次のように加える。

財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会

青森市新町二丁目四之三〇

公 安 委 員 会

テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第六号

テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則の一部を改正する規則

テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則（平成八年十二月青森県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則

第一条中「テレホンクラブ等営業及び同項第六号に規定する」を削る。

第二条第二項中「テレホンクラブ等営業所（以下「営業所」という。）の所在地又はは」を削り、同条第三項中「営業所又は」を削り、「次のいずれかの届出書」を「第五条に規定する自動販売機による利用カード類販売廃止届出書」に改め、「営業所の所在地又は」を削り、同項各号を削り、同条第四項中「営業所又は」を削る。

第三条から第六条を削る。

第七条第一項中「第十五条の六第一項」を「第十五条の四第一項」に、「第四号様式」を「第一号様式」に改め、同条第三項中「第十五条の六第一項第六号」を「第十五条の四第一項第六号」に改め、同条を第三条とする。

第八条第一項中「第十五条の六第一項」を「第十五条の四第一項」に、「第五号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第四条とする。

第九条中「第十五条の六第二項で準用する第十五条の二第三項の規定による届出」を「第十五条の四第三項の規定による届出」に、「第六号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第五条とする。

第一号様式から第三号様式を削る。

第四号様式中「第7条」を「第3条」に、「第15条の6第1項」を「第15条の4第1項」に改め、同様式を第一号様式とする。

第五号様式中「第8条」を「第4条」に、「第15条の6第2項」を「第15条の4第2項」に改め、同様式を第二号様式とする。

第六号様式中「第9条」を「第5条」に、「第15条の6第2項」を「第15条の4第3項」に改め、同様式を第三号様式とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第二条第一項の規定により、少年指導委員を平成十四年四月一日委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

氏名	住 所	活 動 区 域
工藤 正樹	五所川原市字下平井町五八番地二	五所川原市のうち、五所川原駅前周辺(大町、旭町、東町及び布屋町)及び川端町周辺(川端町、本町、寺町及び岩木町)の区域
小笠原正道	五所川原市字元町八一番地二〇	
新谷 良昭	五所川原市大字太刀打字馬繫七三番地一	
山田 精一	五所川原市字柳町四二番地一	
山形 清徳	五所川原市松島町一丁目四七番地	
成田千鶴子	十和田市東十三番町二五番一四号	十和田市のうち、東三番町周辺(稲生町一四番、一六番、一八番、二〇番、東二番町二番、六番、七番、東三番町一三番まで及び七番から九番まで)及び稲生町西裏通り周辺(稲生町一三番、二五番、一七番、一九番、二二番、二三番、西二番町一四番、四番、西三番町一番、二番、一四番から一七番まで及び二〇番)の区域
佃 正子	十和田市大字洞内字井戸頭一四四番地五〇〇	
岩間 祐子	十和田市東二十三番町一一番二五号	
岩本 芳勝	三沢市中央町二丁目四番二七号	三沢市のうち、中央町(中央町二丁目、中央町二丁目、中央町三丁目及び中央町四丁目)の区域
船見 亮悦	三沢市中央町三丁目七番二〇号	
熊野 鐵夫	三沢市中央町三丁目二番一九号	
吉本 亮悦	三沢市中央町三丁目一〇番二三号	
伊谷 幸雄	三沢市美野原二丁目三一番二三九七号	
佐藤 文利	黒石市柵ノ木四丁目一三二番地	黒石市のうち、徳兵衛町周辺(甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横町、寺小路、横町二二番地及び二四番地)の区域
佐々木光春	黒石市大字乙徳兵衛町四四番地二	

長岡 哲夫	むつ市横迎町二丁目一番一二号	むつ市のうち、田名部駅前周辺(本町二番、四番、柳町一丁目二番、横迎町一丁目一番、田名部町一番から三番まで及び五番から九番まで)及び大湊新町(大湊新町三番、五番、六番、一四番から一七番まで、二〇番及び二一番)の区域
吉田 解造	むつ市田名部町二番七号	
柳谷 清	むつ市大湊上町八番八号	
中村 正美	下北郡大畑町字湯坂下三二番地七	
菊池 政彦	むつ市大字田名部字上道八七番地三〇一	
鎌田 晃	南津軽郡平賀町大字小和森字種取三七番地二	平賀町のうち、平賀駅前周辺(北柳田一番地から二一番地まで及び二三番地)の区域
相馬 孝	南津軽郡平賀町大字館山字上扇田五六番地	

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
東奥印刷株式会社	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十五円一銭